

## 令和7年度施設利用制限等特記事項

### 1 体育施設共通事項

#### (1) 優先事業について

岩手県が主催する事業は、優先事業として取り扱います。

#### (2) 利用料金及び利用手続きについて

- ・利用料金については、各施設の条例等で定める使用料の上限額から指定管理者が県から承認を得た金額となっております。
- ・利用手続きについては、令和6年度と同様を予定しています。

#### (3) 各施設の休場（休館）日について

休場（休館）日は下記のとおりとなっており、原則として利用申込みを受け付けておりません。

だが、休場（休館）日においても大規模大会及び行事・祝日等は開場（開館）し、他日を休場（休館）日とする場合がありますので、詳細については各施設までお問合せください。

毎週月曜日	県営運動公園 第2ボルダリング競技場
	県立御所湖広域公園艇庫
毎週火曜日	県営運動公園 第1ボルダリング競技場
毎週水曜日	県営運動公園 第3ボルダリング競技場
	県営武道館
	県営体育館

#### (4) 駐車場の収容台数を超えるおそれがある行事の取扱いについて

施設の駐車収容台数を超えるおそれがあり、主催者による代替駐車場の確保や対策ができない場合には、施設に空き（貸出可能）があっても、利用をお断りすることがあります。

### 2 県営運動公園

陸上競技場インフィールド利用について、芝保全の観点から一部の利用を制限します。

利用できる事業	陸上競技大会及び全県的な体育・レクリエーション大会等
	学校・企業等の運動会等
	※芝が著しく損傷する競技はできません。（綱引き等） 詳しくは運動公園までお問合せ下さい。
利用できない事業	投てき（やり、円盤、ハンマー）競技などの練習
	グラウンド・ゴルフやゲートボールなどの打球競技
	その他、芝の激しい損傷が見込まれる利用

### 3 県営武道館

#### (1) 優先事業について

優先事業に位置付けしている日本武道館との共催事業（武道指導者研修会、武道錬成大会）については現在日程調整中であり、利用申込みの日程と重複した場合には、日程調整（協議）させていただきます。

#### (2) 利用種目について

保有設備・備品及び施設維持・管理の面から、一部の利用を制限します。

利用できる事業	武道競技及び全県的な体育・レクリエーション大会等
	スポーツに関する研修会、講習会等
	学校・企業等の運動会など
	利用に必要な備品が整備されている競技 ※バレーボール、テニス、ハンドボール、バドミントン、卓球
利用できない事業	フットサル等、施設に損傷を与える可能性のある競技
	利用に必要な備品が整備されていない競技等 ※バスケットボールなど、「利用できる事業」記載以外の競技